

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成27年2月19日(木) 午後2時00分

場 所 津市白山庁舎 2階 205会議室

出席部会委員	25	<small>いとう</small> 伊藤	27	<small>たけのり</small> 大井	28	<small>かずし</small> 鈴木	29	<small>たぐち</small> 田口	慶則	
	30	<small>もろと</small> 諸戸	31	<small>うえかわ</small> 上川	32	<small>たなか</small> 田中	33	<small>もりやま</small> 守山	孝之	
	35	<small>いけだ</small> 池田	36	<small>いたに</small> 井谷	37	<small>いさお</small> 岸野	隆夫	38	<small>なかがわ</small> 中川	和雄
	40	<small>ゆうき</small> 結城	47	<small>しんぞう</small> 中谷	秀也					

以上14名

欠席部会委員 26いなば稲葉 和久・39ふじた藤田 武・42かたおか片岡 眞郁

出席部会員外委員 34あさい浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 29 たぐち田口 よしのり慶則・40 ゆうき結城 しんぞう晉三

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸貸借)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、農地部会を開会させていただきます。本日の欠席委員は、片岡委員、それから稲葉委員、それと藤田委員、3名欠席ですので、よろしくお願ひします。</p> <p>議事録署名人指名させていただきますのでお願ひします。29番 田口委員、40番 結城委員、ご両人、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、まず初めに会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきましては、事務局から一括して報告をお願ひします。お願ひします。</p>
事 務 局	<p>すみません。座って説明させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議案書の1ページから3ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から17で、3ページになりますが、件数は17件、合計面積は田で36,910㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>4ページ、5ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から3で、5ページになりますが、合計で件数は3件、面積は14,686㎡で、その内訳は、田が9,913㎡、畑が4,773㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございまして、あっせんの希望はございませんでした。</p> <p>また、現況地目が宅地や山林になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>6ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、店舗用地の1件で、面積は畑で339㎡でございます。</p> <p>7ページ、8ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第4号 時効取得による所有権の移転についてでございます。</p> <p>番号1、権利者 _____、取得年月日 昭和40年10月20日、面積は、4筆で1,625㎡でございます。</p> <p>権利者は、当時、交換により当該土地を取得し、20年以上にわたり農地として占有しており、取得時効が完成しております。</p> <p>番号2、権利者 _____、取得年月日 平成5年12月8日、面積は、8ページになりますが、15筆で5,961㎡でございます。</p> <p>権利者は、当該土地を20年以上にわたり農地として占有しており、取得時効が完成しております。また、義務者もこの時効取得に対して合意しております。</p> <p>以上、件数は2件、面積は8,212㎡で、その内訳は、田が3,926㎡、畑が4,286㎡でございます。</p>

また、現況が山林になっているところがありますことから、転用許可申請をするよう指導しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。

この議案の中に、_____委員に関する案件ございますので、2番から先に審議をしたいと思います。

事務局、2番からお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号2、地区 川合、受人 _____、面積 5,419㎡、渡人 _____、面積 7,823㎡、申請地 一志町小山鳥居ノ本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積358㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

この案件につきまして、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員

32番 田中。12日に、午後から委員4名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所は、一志島田線で青山という地区ですが、その通りの東へ約1km離れたところでございます。内容等につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号の2番について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号の2番については許可することと決定したいと思います。

次に、番号1につきましては、農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限に該当しますので、_____委員の一時退席を願います。

<_____委員退席>

議長 それでは、議案第1号、1番につき、事務局、説明願います。

事務局 番号1、地区 川合、受人 _____、面積 3,603.99㎡、渡人 _____、面積 6,856.3㎡、申請地 一志町八太高本_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,240㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便な渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。許可後の耕作面積、利用権設定を含め7,844.99㎡。

この案件につきまして、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、お願いします。

田中委員 32番、田中。この案件につきましても、同じ12日、1時から、委員4名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、_____から東へ約500mのところ、_____さんところの家の近く、またその側も_____さんところの田ということでございました。内容につきましては事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号の1について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号の1については許可することと決定したいと思います。入室をお願いします。

<_____委員着席>

議長 よろしいですか。

それでは、続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

10ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 新家町己改_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 19㎡です。

これにつきましては、申請地を既に自宅の庭園用地に転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 亡き _____、相続人 _____、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 727㎡のうち450㎡、外1筆、合計面積 870㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は359㎡で、転用面積の41%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町中山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 542㎡、外3筆、合計面積 1,962㎡。

これにつきましては、耕作が不便なため申請地に杉、ヒノキを植林しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口ハサマ_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,179㎡のうち788㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は315㎡で、転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町二本木徳田北_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1,008㎡、外1筆、合計面積 1,288㎡。

これにつきましては、昭和40年ごろ既に申請地を山林及び庭に転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は4,927㎡、その内訳は田が2,750㎡、畑が2,177㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員

29番 田口。事務局の説明のとおりでございますが、何ら問題はないと思います。場所は、_____から東へ200mぐらいのちょうど道沿いのところですので、どうぞよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木。2番、3番と説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

12日に、事務局と委員で現地確認へ行ってきました。

2番は、ちょうど上稲葉で、ちょうど里中のほうであって、_____さんとこの自宅の真裏の畑です。何ら問題はないかと思われます。

3番は、会長及び事務局に来ていただきまして現地確認を行いました。場所は、県道上稲葉羽野線で、ちょうど_____になってますけれども、その南側にもう今廃校になってますけれども、_____があるその南側です。ちょうど谷になったところです。植林も問題はないかと思われますし、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
4番、お願いします。

池田委員 35番 池田。12日に、地元委員3名と総合支所の2名とで現地を見てまいりました。場所は、県道久居美杉線の家城方面へ行きます。ちょうど_____が左側でございます。その上ということで、何ら問題はないと思ひます。事務局の説明どおりですので、よろしくご審議願ひます。

議長 ありがとうございます。
5番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷。畑をもう植林したというところは、近鉄の_____のちょうど北側に当たります。_____がその上には造成されておるんですが、その間のところでありまして、斜めになった、最初畑にしておったようですが、説明どおり植林をしたということでもあります。

それと、畑の宅地のほうですが、これは自宅の東側に若干そのような用地が残っておりまして、もう今庭木が植えてあります。庭にするということでした。内容については事務局の説明どおりです。面積が広がったので、会長以下部会長も来ていただいて、山林のほうは確認をしていただきました。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思ひます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

11ページ、12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、外1名、申請地 庄田町八王子田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 409㎡、外1筆、合計面積 980㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する物流倉庫従業員のための20台分の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 383㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川口、受人 _____、外2名、渡人 _____、申請地 白山町川口金谷 _____、台帳地目 田、現況地目 井溝、面積 34㎡。

これにつきましては、昭和48年ごろ渡人から贈与を受け、_____として利用しており、_____である受人の所有地として、名義変更及び地目変更を行うもので、始末書の提出がありますことから追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野田中名 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 631㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は272㎡で、転用面積の43%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原井手添 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 99㎡、外2筆、合計面積 930㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は326㎡で、転用面積の35%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原井手添 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 254㎡、外1筆、合計面積 1,237㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は326.7㎡で、転用面積の26.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原井手添 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 232㎡、外1筆、合計面積 1,276㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は326.7㎡で、転用面積の25.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、番号5から7の3案件につきましては、利用率が低い点について、パ

ネルを設置されない部分については、通路として利用されるということです。

番号8、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気六田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 314㎡、外1筆、合計面積 347㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自宅の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

12ページをお願いします。

番号9、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 357㎡、外2筆、合計面積 1,380㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けるものですが、申請地は、昭和50年ごろ渡人により植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は7,198㎡で、その内訳は、田が4,108㎡、畑が3090㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木。12日に委員と事務局で現地を確認してまいりました。場所は、_____がある国道165号、そこに信号がありまして、それから農免道路へずっと西側へ入っていただきまして、_____があるわけですが、そこから西へ約1km行ったところでは、_____がありまして、現在、_____が使っております。そして、そのちょうど真東になります。詳細については、事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

2番、お願いします。

田中委員 32番 田中。12日に委員4名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所は、一志町の片野地区というところがあるんですが、その地区の西側でございます。細部につきましては、事務局説明どおりです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。

3番、お願いします。

池田委員 35番 池田。3番、4番と説明いたしたいと思ひます。

3番は、県道久居美杉線に_____がありまして、ちょうどそれから100mぐらい北のところの左側で、昔からもう使っておったということで、_____が管理しています。何ら問題ないはないと思ひます。

4番は、場所は国道165号線から家城の方面へ走っていきますと、山田野

地区というのが最終で、それを行きますと、美杉のほうへ行く途中で山田野川というのがございまして、_____の手前を下へおりたところで、2 mぐらいの高さがありまして、何ら問題はないと思います。事務局の説明どおりですので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
5番、6番、7番、お願いします。

岸野委員 37番 岸野。申請地でございますけれども、白山から美杉のほうへ入ってもらいまして、少し走ってもらいますと三叉路があり、その正面には旧美杉村時代に村が建設いたしました_____がありますが、申請地は3件ともその_____に隣接する場所にあります。面積は、3件合計すると3,443㎡になりますが、譲り渡し人は高齢者であり、そしてまた後継者も遠方に住んでおりますので、やむを得ず売却をして有効利用をしてもらいたいという話でした。それと、少し前に近隣で同じような申請がありました。現在、その場所は太陽光発電用地として利用しておりまして、今回の申請も別に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
8番、9番、お願いします。

結城委員 40番 結城。8番と9番について説明をいたします。
12日、地元の委員全員で現地の確認をいたしました。この_____さんは、引っ越しをされてみえて、地元で農業がしたいという、意欲のある方でございます。よろしく願いしたいと思います。
9番につきましては、これはもう山です。12日に会長、部会長、事務局の方々と現地確認をしてまいりました。この方が申請されたのは、後継者がいないので、管理のできる人に譲り渡しをしたいとの理由です。始末書の提出もあるということですので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することを決定したいと思います。
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 亡き _____、相続人 _____外2名、申請地 稲葉町上鴻野 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 469㎡、外3筆、合計面積 1,087㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は446㎡、申請面積の41%になります。

なお、申請地は10年ほど前に造成されており、渡人から始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 亡き _____、相続人 _____外2名、申請地 稲葉町野田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 284㎡、外2筆、合計面積 509.8㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は250㎡で、転用面積の49%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、借人 _____、貸人 亡き _____、相続人 _____外2名、申請地 稲葉町稲葉垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,173㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は470㎡で、転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2,769.8㎡で、その内訳は、田が307㎡、畑が2,412㎡、その他、これは台帳地目が宅地、現況地目が畑ですが、50.8㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木。1番から3番まで、もうほとんど同じところですので、まとめて説明させていただきます。

1番と3番は、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、12日の午後から会長、部会長、事務局と現地確認していただきました。2番は、午前中に、地元委員と総合支所の事務局で行いました。

1番は、_____の真東になりまして、住宅と、また倉庫、そして昨年来からちょっと申請がありまして許可を出しております太陽光パネルと、ずっと続いておりまして、市道と面してまして何ら問題はないかと思われま。

2番は、下稲葉の稲初橋の近くにあります。住宅の中にありますから、申請地のほうは、ちょうどその_____の裏側にありまして、県道よりはちょっと入ったところですが、これも問題はないかと思われま。

3番は、野田垣内になりまして、これも同じ下稲葉ですけども、_____がありますけれども、その_____の南側500mぐらいで、その近くには、携帯電話の中継基地がありまして、別に何ら問題はないかと思われまます。詳細については、事務局の説明どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

浅井委員 借地料というのは、平米当たり幾らですか。
わからなければ、よろしいですが、わかっておったら参考までにちょっと教えてください。

議長 事務局、わかりますか。
ちょっと待ってください。今、事務局のほうから。

事務局 先ほどの案件を参考に、賃貸借の金額を申し上げますと、平米当たりで_____。

議長 _____。

事務局 はい。これ、税込みでということですけども。1反当たりですと_____ですか。

浅井委員 月額ですか、年額ですか。

事務局 年額です。

浅井委員 よかった。聞かせてもうて。

議長 あとよろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 戸木町沓碓 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 1 8 m²、外1筆、合計面積 4 7 5 m²です。

これにつきましては、借人は、貸人と使用貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は 3 2 0 m²で、転用面積の 6 7. 3 % になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 久居井戸山町大口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 6 8 m²、外2筆、合計面積 7 8 4 m²です。

これにつきましては、借人は、貸人と期間を永久とする使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地、倉庫用地及び進入路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で1, 2 5 9 m²ございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

大井委員

27番 大井。12日に現地確認行ってまいりました。場所は、久居から国道165号を西向いて青山のほうへ行って、_____へ入っていく交差点がありますけれども、左へ行きますと_____のほうに、角に_____がありまして入っていきますが、すぐ旧道にぶつかって、それをまた左へ戻った1kmぐらいの民家の外れのところにある畑でして、現地はもう耕作放棄地となっていました。ということで、特に太陽光発電をやられるということで問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

伊藤委員

25番 伊藤。12日に現地確認行ってまいりました。場所は、_____の道を挟んで南側のところですか。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。

議 長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。</p> <p>表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。</p> <p>各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。</p> <p>久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で52,057㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,210㎡、契約件数は38件でございます。</p> <p>一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で14,353㎡、契約件数は6件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,722㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>美杉地区につきましては、田の賃貸借で2,556㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて79,688㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4,210㎡、合計契約件数は50件、合計面積は83,898㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は、久居地区が18件、白山地区が1件、美杉地区が2件、合計で21件、合計面積は27,206㎡でございます。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見がありましたら。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号についてご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号について適正であると認め、市長に進達することといたします。</p> <p>以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。</p>

午後 2 時 4 7 分

上記は、第 2 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____